平成26年4月1日要領第4号

国立研究開発法人国立がん研究センター電子入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)が発注する物品の購入に係る見積徴取の手続をセンター電子入札システム (以下「電子入札システム」という。)により実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一電子入札システム センターが行う見積徴取に関する事務を電子情報処理組織 によって処理する情報処理システム
 - 二 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により行う見積徴取 に関する手続
 - 三 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により行う見積書徴取に関する 手続

(対象案件等)

第3条 電子入札の対象案件は、物品の購入のうち、センターが指定するものとする。

(利用者の範囲)

第4条 電子入札に参加できる者は、センター競争入札参加資格者名簿に登録されている法人又は個人のうち、次条の規定による利用者情報の登録を行ったものに限るものとする。

(利用者情報の登録等)

- 第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、電子入札システムの利用に 必要な情報(以下「利用者情報」という。)を電子入札システムに登録しなければな らない。
- 2 物品の購入に係る電子入札に参加しようとする者は、ID及びパスワード(以下「ユーザID等」という。)により利用者情報を登録することができるものとする。
- 3 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ユーザ I D等の管理)

- 第6条 ユーザ I D等を登録した者は、ユーザ I D等を自己の責任において確実に管理しなければならない。
- 2 ユーザ I D等を忘失し、又は紛失し、その再発行を求める者は、直ちに I D・パスワード再発行申請書により申請するものとする。

(案件登録)

第7条 センター理事長(以下「理事長」という。)は、電子入札を行う案件を、電子 入札システムに登録するものとする。 (公告及び通知)

第8条 理事長は、見積競争を電子入札で行う場合には、入札公告をもって案件を通知したものとみなす。

(見積書の提出)

- 第9条 入札参加者は、理事長があらかじめ指定する締切日時までに、電子入札システムに見積金額及び電子入札システムが保有するくじ機能(以下「電子くじ」という。)で使用する入札者が任意に設定できる任意の3桁の数字(以下「くじ番号」という。)等の必要事項を入力し、見積金額を送信することにより見積書を提出したものとみなす。
- 2 理事長は、見積書を受理したときは、速かに電子入札システムにより受付票を発 行するものとする。
- 3 入札参加者は、一旦提出した見積書の確認及び書換え、引換え又は撤回はできないものとする。
- 4 電子入札システムにて入札公告した案件については、原則紙入札は行わない。

(開札)

第10条 理事長は、入札参加者の立会いの上で、電子入札システムにより開札を行わないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 前条第1項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(落札者となるべき者がいない場合の措置)

第12条 理事長は、落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札(再々度の電子入札を含む。以下同じ。)に付するときは、再度の見積書の提出締切日時を指定し、電子入札システムを使用して入札参加者に通知しなければならない。

(落札者決定の保留)

第13条 理事長は、落札者の決定に一定以上の時間を要すると判断したときは、落 札者の決定を不調とすることができるものとし、電子入札システムを使用して、入 札参加者に通知するものとする。

(日時又は入札方法の変更)

- 第14条 理事長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が一時的に困難となった場合において、見積書提出締切日時又は開札日時等の変更が必要と判断したときは、当該日時等を変更するものとする。
- 2 理事長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が困難となった場合において、電子入札の確実な実施が見込めないと判断したときは、紙入札に変更するものとする。
- 3 前2項の場合において、理事長は、入札公告又は指名通知等の変更を行うなど適切な措置を取るものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、物品の調達における電子入札運用基準の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第1号)

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第48号)

(施行期日)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。